

平成 27 年度 3 回松戸市環境審議会
(会議録)

- 【開催日時】 平成 27 年 9 月 29 日(火) 午後 2 時から 3 時
【開催場所】 松戸市役所 新館 5 階 市民サロン
【次 第】 第 3 回松戸市環境審議会
* 開会
* 環境部長挨拶
* 議題
東京外かく環状道路(千葉県区間)供用後環境監視計画
(案)に対する意見書について
* 開会

- 【出席者】 [委員]
・本條 毅委員
・坂本 一憲委員
・椎名 憲一委員
・富田 将之委員
・高橋 清委員
・市岡 慎次委員
・平野 博子委員
・長濱 和代委員
・手島 宏明委員
・野中 博史委員 ※欠席
・児玉賀洋子委員 ※欠席
・大橋 誠一委員 ※欠席
・中村 浩委員 ※欠席
・根本 正委員 ※欠席

[松戸市職員]

- ・戸張 武彦 (環境部長)
・平野 昇 (環境政策課長)
・保土田 有希子 (課長補佐)
・小泉 三穂 (主幹)
・柴田 悟 (主事)
・式田 諒 (主事)
・清水 芳子 (環境保全課長)
・中村 薫 (課長補佐)

- ・平松 富美代 (課長補佐)
- ・馬場 重和 (再任用)
- ・伊藤 信夫 (都市計画課長)
- ・渡辺 直 (課長補佐)
- ・松浦 明南 (技師)

【傍聴者】 1 名

司会 定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年度第 3 回松戸市環境審議会を開会します。

本日、司会を務めさせていただきます、環境政策課の保土田でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、松戸市環境部長の戸張武彦から一言ご挨拶申し上げます。

戸張環境部長挨拶

皆様こんにちは、環境部長の戸張でございます。本日は大変お忙しい中、第 3 回松戸市環境審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、去る 7 月 31 日に第 1 回松戸市環境審議会にて、平成 29 年度に供用開始となる東京外かく環状道路の環境監視計画(案)について事務方から付議をさせていただきました。

その後、8 月 20 日の第 2 回松戸市環境審議会の中で現地視察をしまして、皆様の貴重な意見をいただいたところでございます。今回、皆様からいただいたご意見やご要望につきまして、事務方として取りまとめをさせていただきます、環境審議会としての意見書(案)を作成させていただきました。今回、過密スケジュールの中で取りまとめができましたのは、各委員様にご協力のおかげでございます。この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げたいと思います。これより事務局から取りまとめました意見書(案)につきまして、説明・報告等をさせていただきます。今回をもちましてまとめたいと思っておりますので、慎重なるご審議のほどお願いすると共に、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

司会 ここからは松戸市環境審議会条例第 7 条により、会議は会長が議長を行うことになっておりますので、本條会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、本條会長宜しくお願いいたします。

本條会長 それでは、早速議事を進めさせていただきます。本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日は野中委員、児玉委員、大橋委員、中村委員、根本委員の計 5 名の委員が所用により、欠席となっております。

本日の出席者は 9 名となり、松戸市環境審議会条例第 7 条第 2 項

に基づき、委員の過半数の出席により本会議は成立することを報告します。

本條会長 次に、本審議会は公開となっておりますが、今回傍聴希望者はおりますか。

事務局 1名の傍聴希望者がありましたので、報告いたします。

本條会長 傍聴を許可します。つづきまして、本日の配布資料について確認させていただきます。事務局からお願いします。

事務局 (配布資料の説明)

本條会長 本日の議事の流れについて説明をお願いします。

平野環境政策課長

本日は、東京外かく環状道路(千葉県区間)供用後環境監視計画(案)及び別冊(案)に対する、環境審議会としての意見を取りまとめる会議となりますので、宜しく願いいたします。

本條会長 それでは、議題の東京外かく環状道路(千葉県区間)供用後環境監視計画(案)及び別冊(案)に対する意見書についての説明をお願いします。

清水環境保全課長

まず、お配りしました参考資料1『「東京外かく環状道路」について』に基づきまして 初めて会議に参加の委員の方もいらっしゃいますので、これまでの環境審議会での経過等、簡単に説明させていただきます。平成27年7月1日に、国土交通省関東地方整備局首都国道事務所より、「東京外かく環状道路」の平成29年度千葉県区間全線開通予定に伴い供用開始後の「環境監視計画(案)」これは、事業主である国と東日本高速道路株式会社が実施する環境調査でございますが、この(案)について協議したい旨の依頼がございました。協議内容でございますが、詳細は参考資料2に記載してございますが、平成8年12月に取りまとめられた「環境影響評価書」に基づいて、東京外かく環状道路(千葉県区間)の松戸市内の沿道環境について

て、測定場所、測定期間、測定項目等を含めた「環境監視計画書」の策定についてでございます。具体的には、①大気関係につきましては、松戸市域に大気モニタリング施設1局を設置。設置場所の候補地としましては、4頁の地図をご覧ください。下段の中央赤い○、中矢切大気モニタリング施設と記載してある場所を候補としております。②交通量と併せて騒音・振動調査を年1回2地点で実施。調査地点につきましては、4頁の地図をご覧ください。上段が、東京都より江戸川を渡って、矢切の斜面緑地までの高架部分での1地点と、下段の市川市までの半地下部分の1地点でございます。赤い直線が引かれておりますが、右下に記載されておりますように具体的な調査箇所は、完成後に検討し、決定する予定でございます。③地下水位につきましては、観測井の存続の可否について④路面排水の水質調査の実施について。⑤調査期間は、開通後3年間を目途として調査期間満了後、調査結果を基に調査の「休止」「継続」について協議する、となっております。

これまでの経過につきましては、7月31日に第1回環境審議会を公開で開催し、協議内容の説明とご意見・ご質問等を受け、8月20日の第2回環境審議会では、実際に現地を確認していただきたく、国土交通省関東地方整備局首都国道事務所職員と東日本高速道路株式会社千葉工事事務所職員に、道路構造や工事の進捗状況について説明していただき、さらに、大気環境モニタリング施設の候補場所の確認及び走行可能な東京外かく環状道路松戸地域部分を実際に走行していただき、松戸市と市川市の市境近くの市川市小塚山樹木復元現場を視察していただきました。なお、第2回環境審議会開催の前日に、地元沿道住民の方から「環境監視計画(案)」について質問と要望が市長宛てにあり、その内容を審議会で報告して欲しい旨の要望がありましたので、視察終了後の審議・意見交換会の場で報告致しました。

さらに、審議会委員の方に、8月31日までに、環境監視計画(案)について、要望や意見がある場合は、事務局まで提出をお願いしたところ、3名の方から提出がございました。その中に、平成8年策定の環境影響評価書に記述されている「環境保全目標」について説明希望がございましたので、説明させていただきます。参考資料3をご覧ください。環境影響評価書とは、環境影響評価法等に基づき、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を実施するにあたり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、

評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うことについて、関係各所から意見を聞き、必要に応じて見直した上で評価書を確定するとなっており、「環境保全目標」とは、評価結果に基づき、大気汚染・騒音・振動・地盤沈下・植物・動物・景観について、環境基準が設定されているものは、環境基準に基づき目標を定めております。

また、この評価書により、環境保全目標は、達成されると評価されておりますが、平成24年度に再度最新の技術手法を用いた環境影響予測等も実施しております。

次に、本日の議題でございます、東京外かく環状道路(千葉県区間)の供用後環境監視計画(案)及び別冊(案)に対する意見書について説明いたします。資料1と資料2をご覧ください。資料1は、第1回と第2回の環境審議会及び委員の方々からいただいた意見・要望を基に、事務局で作成しました案でございます。資料2は、資料1を作成する基となった、第1回と第2回の環境審議会の会議内容及び委員の方々からいただいた意見・要望を基に、市の考えや、事業主である国土交通省関東地方整備局首都国道事務所との事務レベルでの協議を8回重ねた結果や、経過を「環境審議会における主な意見・質疑と集約の方向」として取りまとめたものでございます。それでは、資料1を読み上げさせていただきます。

(資料1の説明)

今後の予定でございますが、この審議会での意見を基に、10月中を目途に国・東日本高速道路株式会社・千葉県・松戸市・市川市と環境監視計画について合意する予定です。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、過密スケジュールであったにも関わらず、3回の審議会開催にご協力下さいまして誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。以上で説明を終わります。

本條会長 ありがとうございました。資料2をもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

清水環境保全課長

資料2の左側の意見・質問等につきましては、第1回、第2回審議会を経て意見・要望があった場合に、8月31日までに提出をお願い

いしたものになります。質問につきましては、今年度の審議会の中で委員から質問のあった内容についてまとめさせていただきました。意見や質問を受けまして、真ん中の◎が市としての回答、★が首都国の回答内容になります。右側の協議経過等については、意見や質問を受けて市及び首都国の回答をもって協議経過等ということで取りまとめさせていただきました。

(資料2の説明)

本條会長 ありがとうございました。今の説明で、ご質問等がありますか。

市岡委員 資料2の3頁の質問11についてですが、あれだけの斜面の木がなくなっているにも関わらず、移植するスペースが小さく感じます。
移植する前の木は何本植えてあったのですか。また、もう一度植栽する時の成功率はどのくらいでしょうか。植栽した木が枯れた場合についてはどのようにお考えですか。

清水環境保全課長

ただいまの質問につきましては、誠に申し訳ありませんが、今回の協議内容から外れてしまうのですが、先程の参考資料3にある環境影響評価書の313頁に植物に係る環境保全目標は、表8-4を基準とし、表8-5のとおりとしており、市町村的価値に値するものということで環境要素への影響を努めて最小化すると具体的ではないのですが、載せております。

市岡委員 私が申し上げたいのは、最初にあった木がどの程度あるのか把握していますか、ということです。

清水環境保全課長

環境保全課として木の数は把握しておりません。環境影響評価書の最後の頁にある景観に係る環境保全目標に市町村的価値に値するものという中で、環境要素への影響を努めて最小化するというところで、矢切の斜面林を背景にした良好な自然景観として環境保全目標を記載しております。こちらにつきましては、道路が完成した後に評価をしなければならないと考えておりますので、今後の環境審議会の中でご意見が寄せられた場合には、審議していただければと思

います。

繰り返しになりますが、環境保全課は大気環境、水質環境、騒音や振動の中では緑については把握をしておりません。

市岡委員 私としては、環境の中で緑は大きな比重を占めていると思うのですが、いかがですか。

清水環境保全課長

大変申し訳ありませんが、今回の環境審議会の中では含まれていないので、ご了承いただければと思います。

市岡委員 そうしましたら、今ある木を調べていただけたら、今度移植する時の反省とか評価ができるのかなと思います。

渡辺都市計画課長補佐

矢切の斜面林についてですが、当初外環道を整備する前に植えてあった自然の木は鉄道の近くに遊水地がありまして、そのの広場に移植をしました。今ではかなり大きくなって定着しております。

ただし、その木を戻すということではなくて、その子どもや孫の木を戻す計画になっております。まだ木自体については、その場所が工事中ですので、ふたをしてから上を公園にした後に戻す計画になっております。

本條会長 本日は環境監視計画(案)及び別冊(案)について、この文言でよいかどうか、あるいは付け加えるべきものがあるかどうかをご審議いただければと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

長濱委員 モニタリングの必要性ということでお話があったのですが、3年間という値をとって必要に応じてどうするのか検討していくと理解しました。もし問題が生じる事があれば3年目以降の4・5年目でも松戸市が税金を使ってモニタリングを続けるという理解でよろしいのでしょうか。

清水環境保全課長

どの道路においても国の内規で3年間は国が責任をもって実施する中で、毎年結果を国と協議するという事になっております。

なぜ3年間かという、3年経てば車が平常の交通量になるだろうという観点からになります。3年間休止する時の条件については、参考資料2の3頁に期間満了後の協議をご覧ください。(2)調査休止・継続の判断基準がありまして、調査結果が次の判断基準に該当する場合は、調査を休止するものとするということで、いずれの調査結果も、環境基準又は要請限度以下であること、調査結果の推移に千葉外環の影響による顕著な上昇傾向が見られないこととしております。環境基準をクリアしていることは絶対条件なので、そういった条件をクリアした後、国が中止したと判断した場合には、大気のモニタリングの施設は松戸市が譲り受けて、矢切地区における環境の重要な監視地点となります。その後については松戸市の予算で測定局の監視を続けたいということをお願いしているところでございます。

手島委員 資料2の2頁に騒音測定における旧環境基準と新環境基準の違いについてですが、私が質問したのは、前回の意見書に出ていました環境保全目標というのはどういう数字になっていて、近くで測定した場所のもので参考となる数字があれば教えていただきたいとお願いしました。環境保全目標は本日配布された資料で理解しました。

前回の審議会時に、近隣を環境測定した平成25年度の数字が記載されている騒音の実績表(「環境の現状と対策」参照)がありましたが、この数字を見るとここに出てくる数値が上回っているのですが、なぜでしょうか。

清水環境保全課長

これにつきましては、松戸市が自主調査として、自動車等の常時監視ということで、市内を回りまして調査しております。手島委員が質問された外環の場合には、まだ全面開通しておりませんので、測ってみなければわかりません。松戸市が行っているのは、実際には市内の道路環境の自主調査として常時監視ということで市の責務としてやらなければいけない調査になります。おっしゃるとおり環境基準から外れているところもあります。

手島委員 わかりました。いずれにしましても、環境保全目標は基準として守っている前提でいるわけですね。

清水環境保全課長

そのとおりでございます。

手島委員 わかりました。ありがとうございます。

市岡委員 もう一度先ほどの質問をさせてください。様々な基準について説明をしていただきました。そこで一点気付いた事がありまして、参考資料3の315頁に「松戸市矢切緑地保全自然環境調査報告書」記載の注目すべき種ということで、特定のエリアとしてここに記載されている木が大事であるとピックアップされています。

清水環境保全課長

申し訳ありませんが、環境保全課では調査をしていないので答えることができません。

市岡委員 木は言葉が話せないので植物に対する考え方が軽い気がします。

富田委員 植物が大切だということもわかりますが、本日の議題は環境監視計画(案)についてなので、まずはこちらを先にやりませんか。中身について色々やりだしてしまうときりがなくなってしまうので、いかがでしょうか。

本條会長 植物については質問書等であるいは個別に聞いていただけたら、答えていただけるのではないのでしょうか。環境監視計画(案)の文言についてどうでしょうか。

椎名委員 全体的な構成になりますが、(1)常時監視(2)交通の騒音・振動(3)地下水(4)路面排水の水質汚染(5)地下水の水質調査(6)モニタリングの6つに分かれています。これで大体網羅しているのでしょうか。

清水環境保全課長

参考資料2の2頁に監視項目の選定ということで、国が提示した中にこれでどうかという所に入れております。大気公害、水質公害の中では網羅できております。

椎名委員 了解いたしました。

本條会長 他にこの要望書について質問はありますでしょうか。原案どおりで意見とするということで宜しいでしょうか。それでは、この意見書をもちまして松戸市環境審議会の意見とさせていただきます。

伊藤都市計画課長

先ほど質問がございました斜面林の移植の件につきましては、復元の時期や選定等の計画が提示されましたら、改めてご報告させていただきます。

本條会長 事務局から何かございますか。

平野環境政策課長

本日まとめました意見書についてですが、細かい語句の修正は、事務局で修正させていただきますので、予めご了承下さいますようお願いいたします。

次回の第4回環境審議会の開催でございますが、来年の2月頃を予定しておりますので、日程が決まり次第、ご連絡させていただきます。

本條会長 以上をもちまして、平成27年度第3回松戸市環境審議会を終了いたします。それでは事務局にお返しします。

司会 本日は長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして終了させていただきます。

【議事終了】

以上